

新型インフルエンザ等対策業務計画

一般社団法人 山梨県薬剤師会

平成26年3月	制 定
令和 8年2月	一 部 改 正

目 次

第1 総則（目的、基本方針）

- 1 本計画の目的
- 2 基本方針
- 3 業務計画の運用

第2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 1 平常時の体制
- 2 新型インフルエンザ等発生時の体制
 - (1) 対策本部の設置
 - (2) 業務運営
- 3 情報収集・共有体制
- 4 関係機関との連携

第3 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
 - (1) 新型インフルエンザ等対策の具体的な内容
 - (2) 発生時の人員計画等
- 2 感染対策の検討・実施
 - (1) 職場における感染対策

(2) 物資及び資材の備蓄

第4 教育・訓練、点検・改善

- 1 教育・訓練
- 2 計画の見直し等

第1 本計画の目的、基本方針等

1 本計画の目的

この業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号。）第9条に基づき新型インフルエンザ等が発生したときに、基本方針に基づき、山梨県薬剤師会（以下「本会」という。）が行うべき業務等の迅速かつ的確な実施に資することを目的とする。

2 基本方針

山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画の基本方針を踏まえ、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新たな感染症の特性を踏まえ、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民の生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう関係機関と相互に連携を図りながら、薬局等が適切な調剤業務、その他医薬品の提供業務を維持できるようにすることを基本方針とする。

3 業務計画の運用

この業務計画を適用する新型インフルエンザ等が発生した場合においては、未知の部分が多いため、本計画を基本としつつ、職員の生命・健康を守り、必要な業務を継続するために、状況に応じて弾力的な対応を行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画にのっとり、山梨県の関係機関及び日本薬剤師会等と情報交換や調整などの連携を図る。

2 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、山梨県において即応体制、警戒本部、県対策本部が設置される。本会としては、山梨県と密接な連携を図りつつ、速やかに本計画を発動する。

(1) 対策本部の設置

発生時には会長を本部長とする「対策本部」を設置し、本計画に基づく具体的な対策の実施及び解除について決定する。

(2) 業務運営

発生段階（初動期、対応期 B / C - 1 / C - 2 / D）に応じ、職場における感染防止策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、国や地方公共団体等が提供する正確な情報を入手しながら、実際の状況に応じて対応を変更するなど、弾力的な業務運営を行う。

区分	内容
初動期	感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、感染症の特徴や事態の推移に応じて柔軟に対応する。
対応期 B	封じ込めを念頭に、出張・外来制限、在宅勤務の導入、感染予防措置強化
対応期 C - 1・C - 2	対策関連業務など業務を限定した継続体制を確保し、被害の最小化を図る。
対応期 D	通常業務への段階的な復旧を進めつつ、実施した対策の評価と見直しを実施する。

3 情報収集・共有体制

(1) 新型インフルエンザ等に関する情報については、国、山梨県、市町村及び日本薬剤師会等の情報や通知等を参考にする。

(2) 収集した情報等は、速やかに職員に周知するとともに本会役員及びA会員登録施設（薬局）に対しても提供する。

【主な情報入手先】

内閣感染症危機管理統括庁	https://www.caicm.go.jp/index.html
外務省「海外安全ホームページ」	https://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省「感染症情報」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html
国立健康危機管理研究機構（J I H S） 感染症情報提供サイト	https://id-info.jihs.go.jp/
日本薬剤師会	https://www.nichiyaku.or.jp/
やまなし感染症ポータルサイト	https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho_portal/index.html

4 関係機関との連携

本計画について、業務遂行上関係のある山梨県、保健所、市町村及び日本薬剤師会等と情報交換や調整などの連携を図る。

第3 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の具体的な内容

山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により業務が新たに発生し、又は業務量が増加するものであり、本会においては、主に次の業務が該当する。

- ① 山梨県からの情報等を A 会員登録施設（薬局）に伝えるとともに、開局している薬局の情報等を関係機関に伝達する業務
- ② 県民からの薬の相談に対応する業務
- ③ 緊急に医療施設が設置された場合、必要な薬剤師を派遣する業務
- ④ 感染防止に必要なマスク、消毒薬の備蓄状況を把握する業務

(2) 発生時の人員計画

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定者である幹部職員が罹患する場合も想定し、意思決定の停滞を防ぐため、本会として感染リスクを極力抑えるような対策を講ずる。

また、職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合については、感染状況及び休暇状況を本会事務局に速やか

に報告する。

(3) 県への協力要請

新型インフルエンザ等対策業務の対応にあたり、事業継続のために体制整備が必要な場合は、必要に応じて県へ協力を要請する。

2 感染対策の検討・実施

(1) 職場における感染対策

発生時必要な業務を適切に実施するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識を職員及びその家族に周知徹底するとともに、以下の感染防止対策を実施する。

①出張・外来制限

②在宅勤務の導入

③感染予防措置強化

(対人距離の保持、感染者との接触機会の低減、手洗い・手指消毒及びうがい、マスク着用等咳エチケット、職場の清掃・消毒・換気、定期的なインフルエンザワクチン等の接種 等)

(2) 物資及び資材の備蓄

感染防止に必要な不織布製マスク、消毒用アルコール、手指消毒

用アルコール製剤等の備蓄状況を随時確認する

第4 教育・訓練、点検・改善

1 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、基本的な感染対策を全職員に対し周知徹底する。また、本会事務局等において発症者が出た場合に対応する職員、適切な个人防护策を講ずる必要がある職員に対しては、綿密な教育・訓練を行う。また、国又は地方公共団体が新型インフルエンザ等対策業務についての訓練を実施する際は、参加するように努めるものとする。

また、職員に対し、感染者等への偏見・差別等を防ぐために必要な啓発を行う。

2 計画の見直し等

本計画は、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合には、適宜、見直すこととする。